

## 第17回秋田家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成24年6月21日（木）午前10時～正午

### 2 場所

秋田家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

石原直樹，面山恭子，小棚木均，佐々木恵美子，柴田健，高橋清好，棚橋哲夫，中垣文也

（ゲストスピーカー）

渡邊一仁秋田保護観察所統括保護観察官

（説明者）

大本修平首席家庭裁判所調査官，佐々木稔首席書記官，八巻孝秋田地方裁判所総務課長

（事務局）

山方亨事務局長，井筒徹事務局次長，八巻孝秋田地方裁判所総務課長，武藤哲仁秋田地方裁判所総務課庶務係長，阿部朋巳秋田検察審査会事務局長

### 4 議事

（1）開会宣言

（2）新任委員の紹介及び挨拶

（3）委員長選出

家庭裁判所委員会規則6条1項により，委員長として石原直樹委員が選出された。

（4）委員長挨拶

（5）職務代理者の指名

家庭裁判所委員会規則6条3項により、委員長の職務代理者として棚橋哲夫委員が指名された。

(6) 協議

ア 議題「事件の動向について」

(ア) 基調説明

佐々木首席書記官が「過去5年間の家裁事件の動向」について説明した。

(イ) 意見交換

別紙の1のとおり

イ 議題「少年に対する保護観察の現状等について」

(ア) 基調説明

大本首席調査官が「家庭裁判所における保護観察」について、渡邊統括保護観察官が「保護観察の現状等」について各説明した。

(イ) 意見交換

別紙の2のとおり

ウ 議題「当事者、関係者に危害が生ずる可能性のある事件についての裁判所の配慮について」

(ア) 基調説明

佐々木首席書記官が「想定される事態、それに対する対策等」について、八巻総務課長が「裁判部と事務局との連携（警備態勢）」について各説明した。

(イ) 意見交換

別紙の3のとおり

エ 議題「婚姻費用及び養育費の履行確保について」

(ア) 基調説明

佐々木首席書記官が「裁判所として取り得る手立てと実効性」につい

て、大本首席調査官が「調停，審判及び訴訟で決まった養育費等の不履行の実態」について各説明した。

(イ) 意見交換

別紙の4のとおり

(7) 次回期日及び次回議題

追って調整する。

(8) 閉会宣言

(別紙)

### 意見交換

(以下、◎は委員長、○は委員、□はゲストスピーカー、△は説明者の各発言)

#### 1 事件の動向について(議事概要4の(6)のアの(イ))

◎ 秋田では、平成23年は、前年に比べて調停や審判の新受事件数が減少したが、これには東日本大震災の影響があったのか、弁護士委員として、実感はどうか。

○ 仕事上は、影響については特に感じていない。

△ 秋田では、大震災の直接的な影響はないものの、申立てを控えるというような心理的な影響は若干あったのではないかと思われる。その反動で、本年は、昨年より平均2割ほど事件数が増えている。

△ 審判・調停事件の既済内訳の「その他」には、移送、当事者死亡、調停をしないなどの事由がある。

◎ 家事調停事件の既済内訳で「取下げ」が多いが、その内容はどのようなことか。

○ 例えば、調停外で合意ができたとか、離婚を望んでいたが気持ちが変わったとか、相手が出席しないなどの事情で取下げになることが考えられる。既済のうち「取下げ」の割合が多いのには意外な感じがする。

△ 「取下げ」の事情には種々あるが、実質的に合意がなされて取下げという事例も結構多い。話し合いが成立すると調書を作成することになるが、書面を作るまでもないということで取下げすることもある。また、話し合いがつかないときに「不成立」か「取下げ」を選択する当事者もいる。

◎ 当職の経験では、調停の場で離婚の合意がなされると戸籍上「調停離婚」と記載されるので、それを嫌って、協議離婚した上で調停を取下げるという事例もあった。

#### 2 少年に対する保護観察の現状等について(議事概要4の(6)のイの(イ))

○ 一般遵守事項と特別遵守事項の内容，保護司はどのような人になっているのか，保護司の資質向上のために何か対策がとられているのかについて伺いたい。

□ 一般遵守事項としては，きちんと保護司の面接を受けること，犯罪や非行を起こさないこと，一定の住所で生活すること，7日以上自宅から離れるときには事前に保護観察所の許可を受けることなどである。特別遵守事項は，当該少年の問題性や非行内容を踏まえて家庭裁判所が決めるものであるが，具体的には，共犯者との関係を絶つこと，交通違反者について交通講習を受けること，就労や修学すること，精神的問題がある者について治療を受けることなどがある。

保護司は，全国的に平均年齢63歳くらいであり，仕事を退職した人，宗教家，主婦，自営業者など様々な人になっている。地域活動に関心を持ち，ボランティアをやってきた人が多く，現役の保護司との繋がりであることが多い。地域活動に熱意を持っている人，社会奉仕に関心を持っている人が多い。

保護観察所では，新たに保護司になった方に対して体系的に専門的な研修を実施している。また，年間4回，地域ごとの研修も行っている。

○ 保護司は熱意だけでは難しい場合もあると思うが，保護司と少年との関わり方，マッチングについてはどのようなになっているのか。

□ 保護司には，毎月一回の書面による報告が義務付けられているほか，保護司と担当保護観察官は電話で随時連携をとりながら二人三脚でやっている。また，地元の先輩保護司に相談することもあると聞いている。保護司と少年のマッチングについては，少年を担当する保護司を決めるとき，両者の住居の距離，少年の問題性行，指導支援すべき内容，保護司の特徴などを考慮している。

◎ 保護司と少年との世代間ギャップについては問題にならないのか。

□ 年齢差，世代間ギャップはあるかもしれないが，一般的に，少年は，余り他人に話を聴いてもらった経験がないので，保護観察において大事なものは，少年の話しに耳を傾けることである。少年が保護司に話を聴いてもらうだけで心を開きやすくなるのではないかと感じている。

大学生などを中心とした若い人が保護司とは別に，友だちとして少年に接し，少年と一緒に勉強や遊びをする組織としてBBS会がある。秋田ではBBS会の活動が盛んというわけではない。

○ 保護観察を終了した後，再度保護観察になる割合はどの程度か。

□ それに関しては十分なデータがない。犯罪白書には，少年院を仮退院した者について5年以内に再入院した割合しか載っていない。実務上，保護観察終了後に再度保護観察になる少年は希という感じを持っている。良い形で保護観察を終えた少年の大半は，ルールに乗って立ち直っていけるのではないか。

○ お話を聞いて，少年にとって人と接することが大事なことだと思った。以前はBBS会が活発であったのに，最近は低下しているという感じであるが，そのようなNPOは重要と考えるがどうか。

□ BBS会は都会では多く，地方では少なくなっている。以前に比べ活動は弱くなっているようである。最近では，学生の中にボランティアなどに関心を持つ人が多くなっていることから，他県の例では，そういう人にBBS会に参加するように働きかけをしている。なお，BBS会は，非行少年だけでなく，引きこもり者への対応などもしている。秋田でのBBS会の状況については，本日資料を持参しなかったため，詳しい説明は差し控えたい。

○ 「保護観察の方法」のうち「補導援護」の内容の「医療・援護」とはどういうことか。

□ 医療が必要な人に援助制度を教えることを内容としている。財政的支援をするということではない。

3 当事者、関係者に危害が生ずる可能性のある事件についての裁判所の配慮について（議事概要4の（6）のウの（イ））

○ 東北地方のある庁において、配偶者からDV被害を受けた離婚調停の当事者について、調停期日出席の際、裁判所と一定の場所との間を警察車両で送迎したという事例を聞いたことがあるが、裁判所においては、権限によりそのような対応もすることがあるのか。

△ 実務上は、あまりないと思うし、そのような事例を聞いたことがない。一般的に、母子支援施設に入所している当事者が裁判所まで来る際、施設の職員に付いてきていただく事例は多く聞いている。委員から紹介された事例は、それ以上に特別な配慮が必要な事案ではなかったのかと考える。

◎ 初めて聞く事例である。

○ 当職（弁護士委員）も初めて聞くことである。

○ 家庭裁判所では、進行連絡票の記載内容に基づいて危害防止の対応をしているのか。

△ 家庭裁判所では、進行連絡票の外に調停申立書の記載も考慮し、総合的に暴力のおそれがないか判断して、第一回期日における危害防止のための対策を講じることになる。そして、次回以降の調停期日での対応については、申立人から事情を聴き、担当した調停委員から感想を聴いて判断している。

◎ 危害防止対策については、最終的には家事審判官の判断で行うことであるが、最初の期日については、事前に危険の程度が分からないため、かなり広めに危害防止対策をとっている。その後の対応については、調停期日での状況を踏まえて判断することになる。

秋田での具体例があれば紹介していただきたい。

△ 過去に、相手方が申立人の待合室に来て口論になったことがあったため、その後、当事者の待合室の表示をしていない。なお、各調停室には緊急ブザーが設置されており、緊急ブザーが鳴ったときには、総務課や書記官室から

職員が駆けつけている。

- 4 婚姻費用及び養育費の履行確保について（議事概要4の（6）のエの（イ））
- 婚姻費用及び養育費の不履行を原因として強制執行を申立てた件数はどのくらいか。
  - △ 統計上把握できない。なお、個別に調査した結果としては、秋田地裁民事部での養育費の不履行を原因とする債権執行の申立件数は、平成23年は16件であったが、婚姻費用については把握できない。そして、婚姻費用及び養育費の不履行を原因とする間接強制の申立てについて、個別に調査したところ、家裁本庁ではなかった。
  - 履行勧告の終了に関して、全部履行と一部履行のほか、「その他不詳」との説明があったが、それはどういう事情か。
  - △ 全部不履行と履行勧告の申立撤回等が考えられる。
  - 当職は、弁護士として相談を受けたときに履行勧告制度について紹介することがあるが、本日の説明で、効果があるということが分かり良かったと感じている。